

平成 23 年度版

# 「行政施策等 Q&A 集」

—検査・整備 経営ハンドブッカー

平成 23 年 9 月

社団法人 建設荷役車両安全技術協会

## ご利用に当たって

1. 制度は随時改正されていますので、制度のご利用に当たっては、その内容について必ず問い合わせ先に最新の状況を確認して下さい。
- 2 掲載されている内容は、主要なものについての概要であり、又すべてを網羅している訳ではありません。
3. 資料出所は、特に断らない限り「中小企業施策利用ガイドブック」（平成 23 年度版）（中小企業庁）です。（「制度」欄の数字は、同ガイドブックの該当ページです）同ガイドブックは平成 23 年 6 月現在で編集されています。
4. 追加掲載希望項目その他内容に関する忌憚のないご意見を頂ければ幸いです。

平成 23 年 9 月

社団法人建設荷役車両安全技術協会

（注）赤字部分は平成 22 年度版との主な変更箇所である。

# 行政施策等 Q & A 集 目次

## I. 震災対策関連施策

	ページ
<b>Q 1 震災被害に対する支援</b>	
A 1 東日本大震災復興特別貸付 . . . . .	震災 1
<b>Q 2 小規模事業者向けの融資</b>	
A 2 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資) . . . . .	震災 1
<b>Q 3 震災の影響で苦しい資金繰りへの保証</b>	
A 3 ①東日本大震災復興緊急保証 . . . . .	震災 3
②災害関係保証 . . . . .	震災 3
③中小企業共済、経営セーフティ共済(倒産防止共済)による支援 . . . . .	震災 4
<b>Q 4 震災関連の雇用に関する支援</b>	
A 4 ①雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金 . . . . .	震災 5
②雇用保険失業給付 . . . . .	震災 5
③被災者雇用開発助成金 . . . . .	震災 6
<b>Q 5 被災中小企業に適用される税制上の特例措置</b>	
A 5 ①手元資金の確保支援 . . . . .	震災 6
②滅失・損壊した資産に代わる資産の取得促進 . . . . .	震災 7
<b>Q 6 事業用施設の復旧・整備を支援する制度</b>	
A 6 ①中小企業等グループに対する支援 . . . . .	震災 7
②組合に対する支援 . . . . .	震災 8
<b>Q 7 事業用施設の復旧・整備や電力需給対策への支援</b>	
A 7 高度化事業 . . . . .	震災 8

## II. 中小企業支援施策

	ページ
<b>Q 1 経営環境悪化による厳しい資金繰りへの保証</b>	
A 1 セーフティネット保証制度 . . . . .	1
<b>Q 2 一時的に厳しい資金繰りへの融資</b>	
A 2 ①セーフティネット貸付制度 . . . . .	2
②予約保証制度 . . . . .	2
<b>Q 3 設備導入に対する支援制度</b>	
A 3 ①小規模企業設備資金貸し付け制度 . . . . .	3
②小規模企業設備貸与制度 . . . . .	3
③環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連) . . . . .	4
④高度化事業 . . . . .	4
⑤公害防止税制 . . . . .	5
⑥中小企業投資促進税制 . . . . .	5
⑦中小企業等基盤強化税制 . . . . .	6
⑧中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度 . . . . .	6

<b>Q 4 無担保・第三者保証人不要の長期借り入れ制度</b>	
A 4 「証券化スキーム」を活用した融資制度（C L O 融資）	7
<b>Q 5 無担保または無保証人での融資</b>	
A 5 ①「証券化スキーム」を活用した融資制度（C L O 融資）	7
②小規模事業者経営改善資金融資制度	8
<b>Q 6 中小企業に適用される税制上の優遇措置</b>	
A 6 中小企業に適用される優遇措置	8
<b>Q 7 事業年度に欠損金が生じたことへの税制上の措置</b>	
A 7 欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度	9
<b>Q 8 研究開発を行った場合の税制上の措置</b>	
A 8 研究開発税制	10
<b>Q 9 保証制度</b>	
A 9 ①信用保証制度	10
②セーフティネット保証制度	11
<b>Q 10 創業・ベンチャーへの支援</b>	
A 10 ①創業融資制度	11
②経営者本人の個人保証を不要とする融資制度	11
③起業支援ファンド	11
④中小企業成長支援ファンド	12
<b>Q 11 新規事業への支援制度</b>	
A 11 ①省エネ・新エネ関連設備等の導入に対する支援	12
②新連携対策事業 一事業化・市場化支援事業一	13
<b>Q 12 経営革新への支援制度</b>	
A 12 ①経営革新支援事業	14
②小企業活路開拓調査・実現化事業	14
③新たな事業活動を支援する融資制度	14
④中小企業投資促進税制	15
⑤中小企業等基盤強化税制	15
<b>Q 13 独自の基盤技術の戦略的活用への支援制度</b>	
A 13 知的財産の活用に関する支援	15
<b>Q 14 「売掛債権早期現金化支援」</b>	
A 14 「売掛債権早期現金化支援」	16
<b>Q 15 情報化機器購入への支援制度</b>	
A 15 ①政府系金融機関の情報化投資融資制度	17
②中小企業投資促進税制	17
<b>Q 16 I T 活用への支援制度</b>	
A 16 ①中小企業の I T 経営促進支援	17
①戦略的 C I O 育成支援事業	17
<b>Q 17 防災関係への支援制度</b>	
A 17 ①防災施設整備融資制度（B C P 融資）	18
②中小企業 B C P（事業継続計画）普及の促進	18
③災害復旧貸付制度	19

<b>Q18 社員教育・人材育成への支援制度</b>	
A18 ①経営革新支援事業	19
②人材投資促進税制	19
<b>Q19 労働対策、雇用環境整備、共済制度の支援策</b>	
A19 ①雇用促進税制	20
②雇用に関する助成制度	21
③キャリア形成促進助成金制度	21
④中小企業基盤人材確保助成金制度	22
⑤均衡待遇・正社員化推進奨励金制度	22
⑥両立支援に関する助成金制度	22
⑦定年引上げ等奨励金制度	23
⑧中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)	24
⑨小規模企業共済制度	24
⑩中小企業退職金共済制度	24
⑪その他	25
<b>Q20 下請中小企業振興法の概要</b>	
A20 「下請中小企業振興法」に基づく支援	25
<b>Q21 下請代金支払い遅等防止の概要</b>	
A21 「下請代金支払遅延等防止法」の規制	26
<b>Q22 企業再生の支援制度</b>	
A22 ①中小起業再生ファンド(再生支援出資事業)	26
②企業再生貸付制度	27
③事業再生保証制度	27
④事業再生円滑化関連保証制度(プレDIS保証制度)	28
<b>Q23 中小企業の再チャレンジへの支援制度</b>	
A23 ①チャレンジ支援融資制度(再挑戦支援資金)	29
②挑戦保証制度	29
⑤経営安定特別相談事業	29
<b>Q24 事業承継制度</b>	
A24 ①事業承継円滑化のための税制措置	30
②経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援	31
<b>Q25 自動車NOxPM 法関連の環境対策資金融資制度</b>	
A25 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連)	32
<b>Q26 アスベスト対策関連の環境対策資金の融資制度</b>	
A26 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連)	32
<b>Q27 オフロード建設機械等の排ガス規制導入に関する税の優遇措置</b>	
A27 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車の固定資産税の軽減措置	32
<b>Q28 環境対応や安全対策についての情報</b>	
A28 環境テーマ別Webサイト(環境省HP)	33
<b>Q29 官公需法について</b>	
A29 官公需法(中小企業の受注機会の増大のための支援)	34
<b>Q30 中小企業組合制度</b>	
A30 中小企業組合制度	34

Q1 震災により損害を受けたのでその支援制度を知りたい。

A1 以下の制度があります。

制 度	概 要
東日本大震災復興特別 貸付	1 制度の概要 震災により直接または間接被害を受けた中小企業者の皆さんなどを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する新たな制度です。 直接被害者、間接被害者には、さらに「別枠」による支援が用意されています。
	2 対象 ① 直接被害者(地震・津波等で直接被害を受けた方、原発事故に係る警戒区域等内の方)・・・被災証明書や納税証明書、商業登記簿等確認書面等が必要です。 ② 間接被害者(直接被害者の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす) ・直接被害者の被災証明または被害証明書が必要 ・直接被害者との取引依存度が2割以上の中小企業者等で、 1)借入申し込み後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期比で15%以上減少すると見込まれること。または、 2)借入申し込み直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期比10%以上減少した方 ③ その他、震災の影響により、業況が悪化している方
	3 問い合わせ先 ・日本政策金融公庫 tel 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 tel 098-941-1795 ・商工中金 tel 0120-079-366
P2	

Q2 「小規模事業者向けの融資制度」を知りたい。

A2 以下の制度があります。

制 度	概 要
小規模事業者経営改善資金融資 制度(マル経融資)	1 制度の概要 小規模事業者が、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができる貸付制度です。

<b>P3</b>	<p><b>2 対象</b></p> <p>常時使用する従業員が20人以下(商業サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主で以下の要件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会、商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上受けていること。</li> <li>・所得税、法人税、事業税、都道府県民税等税金を完納していること。</li> <li>・原則として同一地区で1年以上事業を行っていること。</li> <li>・商工業者でありかつ、国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいること。</li> </ul>
	<p><b>3 支援内容</b></p> <p><b>震災対応特枠</b></p> <p>直接または間接的に被害を受けた小規模事業者の方は、一般枠と別枠で用意する貸付限度額、金利引き下げ措置を利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貸付限度額； 通常枠と別枠 1000万円</li> <li>② 貸付金利；0.95%(貸付後当初3年間)〔平成年5月末まで〕</li> <li>③ 貸付期間；設備資金10年以内(据置期間2年以内)          運転資金7年以内(据置期間1年以内)</li> </ul> <p>震災により直接または間接的に被害を受け、かつ、商工会・商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象となります。迅速な支給実施のため提出書類の簡素化等実施。</p> <p><b>通常枠</b></p> <p>【対象資金】設備資金、運転資金          【貸付限度額】1500万円          【貸付利率】平成年5月末現在 1.85%          ※日本政策金融公庫の基準金利▲0.3%。利率は変動します。          【貸付期間】設備資金10年以内(据置期間;2年以内)          運転資金7年以内(据置期間;1年以内)</p>
	<p><b>3 問い合わせ先</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所          (商工会；全国商工会連合会 URL <a href="http://www.shokokai.or.jp/">http://www.shokokai.or.jp/</a>)          (商工会議所；日本商工会議所 URL <a href="http://www.jcci.or.jp/">http://www.jcci.or.jp/</a>)</li> <li>・日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本店、支店</li> </ul>

**Q3 震災の影響で資金繰りが厳しいので保証を受けたい、どのような保証制度がありますか。**

**A3 次の制度があります。**

制 度	概 要
<p><b>① 東日本大震災復興緊急保証</b></p> <p>P4</p>	<p><b>1 制度の概要</b></p> <p>震災により直接または間接被害を受けた中小企業者を対象に、金融機関から事業の再建、経営の安定のために必要な資金の借入れを行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする新たな保証制度です。</p> <p><b>2 対象</b></p> <p>① 特定被災区域(※)内の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災の影響により業況が悪化している方→売上高等の減少について市区町村等の認定が必要(震災後の3ヶ月につき前年同期比▲10%)</li> <li>・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の方</li> </ul> <p>② 特定被災区域(※)外の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している方→売上高等の減少について市区町村等の認定が必要(震災後3ヶ月につき前年同期比▲10%)</li> <li>・震災に起因した風評被害による契約解除等の影響で急激に業況が悪化している方→売上高等の減少について市区町村等の認定が必要(震災後の3ヶ月につき前年同期比▲15%)</li> </ul> <p>※「特定被災区域」(政令指定): 岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村</p> <p><b>4 問い合わせ先</b> 各都道府県等の信用保証協会</p> <p><b>URL</b> <a href="http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html">http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html</a></p>
<p><b>② 災害関係保証</b></p> <p>P5</p>	<p><b>1 制度の概要</b></p> <p>震災により直接被害を受けた中小企業者が、金融機関から事業再建に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。</p> <p><b>2 対象(下記のいずれかに該当する方)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・津波等により直接被害を受けた方(市区町村等の証明が必要)</li> <li>・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の区域内の方</li> </ul> <p><b>4 問い合わせ先</b> 各都道府県等の信用保証協会</p> <p><b>URL</b> <a href="http://www.zensinhoren.or.jp/nearest.html">http://www.zensinhoren.or.jp/nearest.html</a></p>

<p>③ 中小企業共済、経営セーフティ共済(倒産防止共済)による支援</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>震災によって被害を受けられた小規模企業共済、経営セーフティ共済(倒産防止共済)の契約者に対して、共済掛け金の納付や貸付金の返済支払いの猶予等の措置を実施するとともに、緊急の資金繰りを支援するための貸付制度です。</p>
	<p>2 〈小規模企業共済による支援〉</p> <p>① 災害時貸付 災害によって直接・間接に被害を受けた契約者への貸付制度</p> <p>② 緊急経営安定貸付 資材等の流通難、風評被害等の影響によって1ヶ月の売上高が前年同月比で急激に減少することが見込まれる契約者への貸付制度</p> <p>③ 行方不明となった共済契約者の配偶者等への支援</p> <p>共済契約者が行方不明のため共済金の支給を受けることができない配偶者等の申し出に対し、掛金総額の一定割合を早期にお渡しします。</p>
	<p>3 〈経営セーフティ共済(倒産防止共済)による支援〉</p> <p>① 共済金貸付</p> <p>取引先企業が倒産した場合*に、積み立てた掛け金総額の10倍を限度として無担保、無保証人で行う貸付制度です。</p> <p>* (1)受取った手形が震災のため不渡りとなった場合 (2)取引先が死亡または行方不明等となり、債務者自らでは債務整理手続を行うことが困難な場合も対象となります。</p> <p>② 一時貸付金</p> <p>臨時の事業資金が必要な契約者に対する貸付制度です。</p> <p>1)貸付金利：0.9%      2)貸付限度額：解約手当金額の範囲内 3)貸付期間：1年      *担保・保証人は不要です。</p>
	<p>4 問い合わせ先</p> <p>中小企業基盤整備機構共済相談室株      tel 050-5541-7171</p>

P6

Q4 震災関連の雇用に関する支援策を知りたい。

A4 次のような支援策があります。

制 度	概 要
-----	-----

<p>① 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金</p> <p>P7</p>	<p>1 支援の概要</p> <p>東日本大震災に伴う経済上の理由(*1)により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等をした場合、休業手当等の負担相当額の2/3(中小企業緊急雇用安定助成金の場合は4/5)が助成されます。(*2)</p> <p>*1 地震の直接的な影響によるもの、避難勧告等を理由とするものは経済上の理由となりません。このような事情で休業し休業中の賃金が払われていない場合は雇用保険の特別措置が適用され、労働者が実際に離職してなくても失業手当が支給されます。</p> <p>*2 支給額は、1日1人当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします。(訓練費は限度額に含まず。)</p> <p>2 支給要件</p> <p>① 雇用保険の適用事業主であること</p> <p>② 生産量または売上高などの事業活動を示す指標の最近3ヶ月の月平均値がその直前または前年同期に比べ5%以上減少していること。(被災地によって特例要件あり。)</p>
<p>②雇用保険失業給付</p> <p>P8</p>	<p>1 支援の概要</p> <p>震災による事業所の損壊や福島原子力発電所の影響による警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に事業所が位置することにより、事業所が休止となり、休業を余儀なくされた場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者は、離職しなくても失業給付を受けることができます。</p> <p>① 基本手当の支給を受けることができる日数</p> <p>支給資格に係る離職の日における年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定され、90日～330日の間でそれぞれ決められます。</p> <p>② 支給額</p> <p>基本手当の日額は、原則として離職した日の直前の6ヶ月に毎月決まって支払われた賃金(賞与は除く)の合計を180で割って算出した金額のおよそ50～80%(60歳～64歳については、45～80%)となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。</p> <p>基本手当の日額は、現在は次のとおりです。</p> <p>30歳未満：6145円      30歳以上45歳未満：6825円</p> <p>45歳以上60歳未満：7505円</p> <p>60歳以上65歳未満：6543円</p>

<p>③ 被災者雇用開発助成金</p> <p>P 8</p>	<p>1 支援内容</p> <p>以下の方を公共職業安定所等の紹介により、1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。(平成 23 年 5 月 2 日以降の雇い入れで、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りです。)</p> <p>① 震災時に被災地域で就業しており、震災により離職を余儀なくされた方 ② 震災時に被災地域に居住していた方</p> <p>〈助成額〉 中小企業 90万円(短時間労働者は60万円) 大企業 50万円(短時間労働者は30万円)</p> <p>雇い入れ後、6ヶ月ごとに2回にわけて支給します。</p> <p>※「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ30時間未満である方をいいます。</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局</p> <p>URL <a href="http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html">http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html</a></p> <p>URL <a href="http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/">http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/</a></p>

Q 5 被災中小企業に適用される税制上の特例措置について教えてください。

A 5 東日本大震災被災中小企業に適用される特例措置の概略次のとおりです。

制 度	概 要
<p>① 手元資金の確保支援</p> <p>P9</p>	<p>1 被災事業用資産の損失の特例(所得税、個人住民税、個人事業税)</p> <p>2 震災損失の繰戻しによる還付(法人税)</p> <p>3 利子・配当等に係る源泉所得税額の還付(法人税)</p> <p>4 特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の非課税(印紙税)</p> <p>5 被災法人に対する減免(法人事業税、法人住民税)</p> <p>6 土地及び家屋に対する平成 23 年度分課税免除(固定資産税、都市計画税)</p>

<p>② 滅失・損壊した資産に代わる資産の取得促進</p> <p>P10</p>	<p>1 被災代替資産等の特別償却(所得税、法人税、事業税、住民税)</p> <p>2 特定の資産の買換の場合の課税の特例(所得税、法人税、事業税、住民税)</p> <p>3 被災した建物の建替え、船舶・航空機の再建造等に係る課税の免除(登録免許税)</p> <p>4 買換え車両に係る課税の免除(自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税)</p> <p>5 被災代替住宅用地、家屋、償却資産の特例(固定資産税、都市計画税)</p> <p>6 被災代替家屋、その敷地の用に供する土地の取得に係る特例(不動産取得税)</p>
	<p>問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税関係：国税庁、国税局(事務所)または税務署税務相談窓口</li> <li>・ 地方税関係：都道府県、市町村の税務部(課)、税務事務所</li> <li>・ 中小企業税制一般：中小企業庁 財務課 (03-3501-5803)</li> </ul>

Q6 事業用施設の復旧・整備を支援する制度を教えてください。

A6 施設の復旧・整備・修繕に対して補助金による支援制度があります。

制 度	概 要
<p>① 中小企業等のグループに対する支援</p>	<p><b>中小企業等復旧・復興支援補助</b></p> <p>1 制度の概要</p> <p>複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助をする制度です。</p> <p>2 対象</p> <p>複数の中小企業等から構成されるグループ(中堅、大企業の参画も可)、事業協同組合等の組合、商店街</p> <p>[ 要 件 ]</p> <p>1)グループ等の機能の重要性(以下のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしている</li> <li>・ 事業規模・雇用規模が大きく、地域経済、雇用に貢献度が高い</li> <li>・ 一定地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループで当該地域における復興・雇用の維持に不可欠</li> <li>・ 地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う</li> </ul> <p>2)震災による被害の大きさ</p> <p>事業所の全部または一部に甚大な被害が生じている</p>

P11	<p>3 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県担当課</li> <li>・中小企業庁経営支援部経営支援課 tel 03-3501-1763(直通)</li> </ul>
P12	<p>② 組合に対する支援</p> <p><b>事業協同組合等の共同施設復旧補助</b></p> <p>1 制度の概要 事業協同組合等の組合の共同施設・設備の復旧に対して補助します。</p> <p>2 対象 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協同組合、商工組合、商工組合連合会</p> <p>① 補助対象施設 事業協同組合等の共同施設(倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場。付帯設備を含む。)</p> <p>② 要件；以下の全てを満たす施設の復旧に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧経費が30万円以上の施設</li> <li>・被害共同施設の復旧経費の平均が150万円以上の市町村の区域内にある施設</li> <li>・利用構成員一人当たりの復旧経費が10万円以上または被災区域内に事業所を有し、かつ、事業所または事業用資産について全壊・流出、半壊・床上浸水等損害(これに準ずる損害を含む)を受けた利用構成員数が3割超の事業協同組合等の施設</li> </ul> <p>③ 補助率 国1/2以内 県1/4以上</p> <p>④ 申請； 補助金を受けたい組合は、県に申請し、補助を受けます。</p> <p>3 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県中小企業担当課</li> <li>・中小企業庁経営支援部 経営支援課 tel 03-3501-1763(直通)</li> </ul>

Q7 事業用施設の復旧・整備や電力需給対策についての支援教えてください。

A7 次の制度があります。

制 度	概 要
高度化事業	<p>1 制度</p> <p>被災された中小企業等のグループ、事業協同組合等が施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に設備資金の貸し付けを行う制度です。</p> <p>また、電力需給対策として省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合の資金貸付けを行う制度です。</p>

<b>P13</b>	<p><b>2 対象</b></p> <p>① 震災対策</p> <p>(1) 中小企業等のグループが復興事業計画の認定を受けて、施設・設備の復旧整備を行う場合</p> <p>(2) 中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗・仮設工場に入居する中小企業が設備の復旧・整備を行う場合</p> <p>(3) 商工会・商工会議所が施設・設備の復旧・整備を行う場合</p> <p>(4) 事業協同組合等が既往の高度化資金の貸付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合、または新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合</p> <p>② 電力需給対策</p> <p>(1) 事業協同組合等の組合員が、高度化貸付事業にともなって省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合、または組合が設備を導入して組合員にリースする場合</p> <p>(2) 事業協同組合等が、省エネ・新エネ・自家発電等の共同設備を導入する場合</p>
	<p><b>3 問い合わせ先</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県中小企業担当課</li> <li>・ 中小企業基盤整備機構地域経済振興部地域振興企画課 tel 03-5470-1528(直)</li> </ul>

Q1 経営環境の悪化により資金繰りが厳しいので保証を受けたい。

A1 以下の制度があります。

制 度	概 要												
セーフティネット保証制度	<p>1 制度の概要</p> <p>取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業について、一般の保証枠とは別枠で保証を行う制度です。</p>												
	<p>2 対象</p> <p>次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。</p> <p>大型倒産により影響、取引先企業のリストラ等により影響、突発的災害で影響、全国的に業況の悪化している業種、金融機関の経営合理化や破綻により資金繰り等が悪化している等の中小企業者</p> <p>3 セーフティネット保証5号の対象となる方</p> <p>指定された業種に属し、売上高等の減少等について、市区町村の認定を受けた中小企業</p> <p>※平成23年4月1日～9月30日は、原則全業種である82業種対象</p> <p>※基準(平成23年4月1日～9月30日については、以下いずれかを満たす必要)</p> <p>① 最近3ヶ月間の月平均売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。</p> <p>② 原油等価格の高騰(20%以上)により、原材料価格が上昇しているにもかかわらず、製品単価に転嫁できていないこと。</p> <p>③ 東日本大震災後、原則最近1ヶ月の売上高等が20%以上減少、かつその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で20%以上の減少が見込まれること。</p>												
	<p>3 支援内容</p> <p>上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。</p> <p>保証限度額：(セーフティネット保証と同様)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(一般保証限度額)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(別枠保証限度額)</td> </tr> <tr> <td>・普通保証 2億円</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td>・普通保証 2億円</td> </tr> <tr> <td>・無担保保証 8000万円</td> <td></td> <td>・無担保保証 8000万円</td> </tr> <tr> <td>・無担保無保証人保証 1250万円</td> <td></td> <td>・無担保無保証人保証 1250万円</td> </tr> </table> <p>保証料：1.0%以下で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。</p>	(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)	・普通保証 2億円	+	・普通保証 2億円	・無担保保証 8000万円		・無担保保証 8000万円	・無担保無保証人保証 1250万円		・無担保無保証人保証 1250万円
	(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)										
・普通保証 2億円	+	・普通保証 2億円											
・無担保保証 8000万円		・無担保保証 8000万円											
・無担保無保証人保証 1250万円		・無担保無保証人保証 1250万円											
<p>4 問い合わせ先</p> <p>・(社)全国信用保証協会連合会 tel 03-6823-1200</p> <p>・各都道府県等の信用保証協会</p>													

P135,136

URL <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

Q2 「一時的」に資金繰りが厳しいので融資を受けたい。

A2 以下の制度があります。

制 度	概 要
<p>① セーフティネット貸付制度</p> <p>P133、134</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業者を支援する貸付制度です。</p> <p>2 対象</p> <p>① <b>経営環境変化対応資金</b></p> <p>社会的、経済的環境の変化（物価高騰、円高、株安、経済不安など）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方（注）利益が増加しても経常損失が生じる等、特定の要件を満たす場合は対象となります。</p> <p>② <b>金融環境変化対応資金</b></p> <p>金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し、経営が安定することが見込まれる方</p> <p>③ <b>取引企業倒産対応資金</b></p> <p>関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方</p> <p>④ <b>危機対応円滑化支援業務を活用したセーフティネット貸付</b></p> <p>国際的な金融秩序の混乱等といった国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機において、対象となる中小事業者の資金繰りを支援するため、指定金融機関である商工中金において、日本公庫のセーフティネット貸付と同様の融資制度が用意されている。</p> <p>対象や支援内容の詳細については、商工中金にお問い合わせ。</p> <p>3 問い合わせ先</p> <p>(株)日本政策金融公庫（日本公庫） <a href="http://www.jfc.go.jp/branch/index.html">http://www.jfc.go.jp/branch/index.html</a>            事業資金相談ダイヤル tel 0120-154-505</p> <p>沖縄振興開発金融公庫 tel 098-941-1795</p>
<p>② 予約保証制度</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>将来の一時的かつ至急の資金ニーズに迅速に資金を借入できる制度です。</p> <p>2 対象</p>

<b>P154</b>	<p>中小企業者(個人または法人・組合等で事業を営まれる方)で、一部の業種(農林業、漁業、金融保険業等)を除きほとんどの業種の方が対象となり得ます。(通常の信用保証制度の利用者と同じ。)</p> <p>ただし、通常の保証よりもリスクの高い保証制度であるため、審査に当って財務諸表が不可欠であり、また、一定以上の信用リスクを有すると判断される方は予約できない等の制限があります。</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)全国信用保証協会連合会 tel 03-6823-1200</li> <li>・各都道府県等の信用保証協会</li> </ul> <p>URL <a href="http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html">http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html</a></p>

**Q3 設備を導入したいが、どのような支援制度がありますか。**

**A3 融資、税制面で下記の支援制度があります。**

適用期間が限定されているものがありますから注意して下さい。

制 度	概 要
<b>①小規模企業設備資金貸付制度</b>	<p>1 制度の概要</p> <p>設備導入を行う小規模企業者等が、都道府県中小企業支援センターから、設備購入代金の半額を無利子で融資を受けられる制度です。</p>
	<p>2 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 従業員 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下の小規模企業者</li> <li>② 業員 50 人以下の中小企業者で一定の要件を満たしている者</li> <li>③ 創業者</li> </ul>
	<p>3 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県中小企業支援センター</li> <li>・財団法人 全国中小企業取引振興協会 tel 03-5541-6688</li> </ul> <p>URL <a href="http://www.zenkyo.or.jp/">http://www.zenkyo.or.jp/</a></p>
<b>②小規模企業設備貸与制度</b>	<p>1 制度の概要</p> <p>設備導入を行う小規模企業者等は、都道府県中小企業支センターから有利な条件で割賦販売やリース制度を利用できる制度です。</p>
	<p>2 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①従業員 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下の小規模企業者</li> <li>③ 業員 50 人以下の中小企業者で一定の要件を満たしている者</li> <li>③創業者</li> </ul>
	<p>3 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県中小企業支援センター</li> </ul>

<p>P138</p>	<p>・財団法人 全国中小企業取引振興協会 tel 03-5541-6688 URL <a href="http://www.zenkyo.or.jp">http://www.zenkyo.or.jp</a></p>
<p>③環境・エネルギー対策資金 (公害防止対策関連)</p>	<p>1 制度の概要 公害防止施設、建設機械及び自動車NO<sub>x</sub>・PM法排出基準適合車、低公害車及びポスト新長期規制適合車などを取得するために必要な設備資金を融資する制度です。</p> <p>2 対象 大気汚染対策、アスベスト対策、水質汚濁対策、産業廃棄物処理、3R事業を実施する方、建設機械等（オフロード車（注）を含む）を取得する方、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づき排出基準適合車又はNO<sub>x</sub>・PM低減装置を取得する方、低公害車（天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車）・ポスト新長期規制適合車を取得する方。 （注）「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示の付された特定特殊自動車</p> <p>3 問い合わせ先 (株)日本政策金融公庫 <a href="http://jfc.go.jp/branch/index.html">http://jfc.go.jp/branch/index.html</a> ・事業資金相談ダイヤル tel 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 tel 098-941-1795</p>
<p>P156</p> <p>④ 高度化事業</p>	<p>1 制度の概要 都道府県から、中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金について、事業計画に対するアドバイスを受けた上で、長期・低利(または無利子)で貸付を受けることのできる制度です。</p> <p>2 対象</p> <p>① 経営戦略の実現や、経営上の問題の解決に事業協同組合などを設立し、共同で取り組む中小企業者</p> <p>② 地元の中小企業者を支援するために第三セクター、商工会・商工会議所が行う事業等</p> <p>3 問い合わせ先</p> <p>・各都道府県中小企業担当課 ・独立行政法人 中小企業基盤整備機構 地域経済振興部地域振興企画課 URL <a href="http://www.smrj.go.jp/kodoka/index.html">http://www.smrj.go.jp/kodoka/index.html</a> tel 03-5470-1528(直)</p>

<p>⑤ 公害防止税制</p> <p>P163</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>(1) 公害防止用設備について、固定資産税の課税標準の特例が認められます。</p> <p>(2) また、公害防止用設備を取得した際に、その事業の用に供した年または事業年度において特別償却が認められます。(法人税、所得税)</p> <p>2 対象</p> <p>(1)青色申告者を提出する個人事業者及び法人</p> <p>(2)設備</p> <p>①固定資産税の課税標準の特例(平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の間に取得した設備)：汚水または廃液処理施設、指定物質排出抑制施設、廃 P C B 廃棄物等処理施設、除害施設、土壌浄化施設、廃石綿・石綿含有産業廃棄物熔融施設 → 課税標準の特例</p> <p>②特別償却制度(法人税、所得税)(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の間に取得した設備)：指定物質回収設備(中小企業等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機に限る。) P C B 汚染物等処理用設備、石綿含有廃棄物無害化処理用装置 →事業の用に供した年または年度において 8 %の特別償却</p> <p>3 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税庁、国税局または税務署の税務相談窓口</li> <li>・ 都道府県主税局、税事務所、市区町村の税務部署</li> <li>・ 経済産業省環境指導室 tel 03-3501-4665 (直)</li> <li>・ 各地方経済産業局環境・リサイクル課等</li> </ul>
<p>⑥ 中小企業投資促進税制</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>機械・装置その他の対象設備・資産を導入された場合、税制上の特別措置が受けられる制度です。</p> <p>対象となる設備・資産は次の通りです。</p> <p>①機械・装置（1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上）</p> <p>②特定の器具・備品（電子計算機、デジタル複合機）（1 台又は 1 基、あるいは同一種類の複数台の合計の取得価額が 120 万円以上）</p> <p>③ 一定のソフトウェア（合計の取得価額が 70 万円以上）</p> <p>④ 普通貨物自動車（車両総重量 3. 5 トン以上）</p> <p>⑤ 内航船舶（ただし取得価額の 75%が対象）</p> <p>※機械・装置については、製品を製造する設備など種類を問わず幅広く利用できます。ソフトウェアについては、サーバー用の OS，データベース管理ソフトウェア、ファイウォールソフトウェアなどが除外されます。</p>

P158	2 対象 青色申告書を提出する個人事業者又は資本金 1 億円以下の中小企業等
	3 問い合わせ先 国税庁、国税局又は税務署税務相談窓口 中小企業庁財務課 tel 03-3501-5803
	(注) 適用期間 平成 24 年 3 月 31 日まで
⑦ 中小企業等基盤強化税制	1 制度の概要 流通・サービス業や特定の中小企業者の方が、機械・装置等を取得した場合や中小企業者の方が従業員の教育訓練を行った場合、税制上の特別措置が受けられる制度です。 対象となる設備・費用は次の通りです。 (1) 下記「2 対象」①～④に該当する者 機械・装置（1 台又は 1 基の取得価額が 280 万円以上） (2) 下記「2 対象」①に該当する者 器具・備品（1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上） (3) 下記「2 対象」⑤に該当する者 教育訓練費（労働費用に占める割合が 0.15%以上）
	2 対象 青色申告書を提出する個人事業者又は資本金 1 億円以下の中小企業等で以下の者 ①卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者（風俗営業等除く） ②中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者 ③中小企業地域資源活用促進法に基づく計画の認定を受けた者のうち一定の基準を満たす中小企業者 ④ 農商工等連携促進法に基づく計画の認定を受けた中小企業者 ⑤ 事務費に占める教育訓練割合が一定水準以上の者
	3 問い合わせ先 国税庁、国税局又は税務署の税務相談窓口 中小企業庁 (1)商業課 tel 03-3501-1929 (2)-(4) 新事業促進課 tel 03-3501-1767 (5)新事業促進課課 tel 03-3501-1767
	(注) 適用期間 平成 24 年 3 月 31 日まで
P161	⑧ 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度
	1 制度の概要 取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を取得された場合、税制上の特別措置が受けられる制度です。（取得価額の全額を損金算入(即時償却)。ただし、特例の対象となる損金算入額の上限は年間 300 万円まで）

P159	2 対象 青色申告書を提出する個人事業者又は資本金 1 億円以下の中小企業等
	3 問い合わせ先 国税庁、国税局又は税務署の税務相談窓口 中小企業庁事業環境部財務課 tel 03-3501-5803
	(注) 適用期間 平成 24 年 3 月 3 1 日まで

Q4 無担保・第三者保証人不要の長期借入れを受けたいが、どのような制度がありますか

A 4 証券化支援スキームを活用した融資制度があります。

制 度	概 要
「証券化支援スキーム」を活用した融資制度(CLO融資)	1 制度の概要 証券化の手法を活用することで、小企業の方の資本市場へのアクセスを促進し、無担保・第三者保証なしの資金供給を支援する制度です
	2 対象 中小企業の方(一部の業種を除く。) 3 支援の概要 金融機関の中小企業向け貸付債権を多数束ね、証券として投資家に販売する仕組(証券化)を通じて、中小企業の皆様に原則、無担保・第三者保証人なしで融資のような金融機関の取組みを政府系金融機関が支援することにより、中小企業の皆様の円滑な資金調達を図ることを目的としています。
	3 問い合わせ先 (株) 日本政策金融公庫 (日本公庫) ・ 中小企業事業証券化支援部 tel 3-3270-4247 沖縄振興開発金融公庫 tel 098-941-1795

P147

Q 5 無担保又は無保証人で融資を受けたい。どのような助成制度がありますか。

A 5 次のような無担保又は無保証による融資制度があります。

制 度	概 要
① 「証券化支援スキーム」を活用した融資制度	Q4 を参照して下さい。

<p>② 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>小規模事業者が、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができる貸付制度です。</p>
	<p>2 対象</p> <p>常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業の場合は 5 人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会、商工会議所の経営指導員による経営指導を原則 6 月以上受けていること</li> <li>・所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を完納していること</li> <li>・原則として同一地区で 1 年以上事業を行っていること</li> <li>・商工業者であり、かつ、国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいること</li> </ul>
	<p>3 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象資金：設備資金、運転資金</li> <li>② 貸付限度額：1 5 0 0 万円</li> <li>③ 貸付利率：平成 23 年 5 月末 1.8 5 % (利率は変動します。)</li> <li>④ 貸付期間：設備資金：1 0 年以内(据置期間 2 年以内)          運転資金：7 年以内(据置期間 1 年以内)</li> </ul> <p style="color: red;">東日本大震災の被災者支援にのため、震災対応枠を設定(震災 Q 2)参照</p>
<p>3 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の商工会・商工会議所</li> <li>・(株)日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店</li> </ul>	

P3

Q6 中小企業に適用される税制上の優遇措置について教えてください。

A6 概略次のとおりです。

制 度	概 要
<p>中小企業に適用される税制</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>中小企業者等の方は例えば以下のような税制上の様々な特別措置が受けられます。</p> <p>(1) 個人事業者のための措置</p> <p>所得税における基礎控除、配偶者控除、扶養者控除などの各種控除のほか事業専従者給与控除、青色申告特別控除、小規模企業共済掛金控除等</p> <p>(2) 法人企業のための措置</p> <p>中小企業(資本金 1 億円以下の企業)については、交際費の一部(年 6 0 0 万円までの交際費支出のうち 9 割まで)損金算入。</p>

<b>P157</b>	<p>協同組合などについては、組合事業の利用分量配当の損金算入、組合加入金の益金不算入、留保所得の損金算入等。</p> <p>なお、中小企業、協同組合等には22%に軽減された法人税率が適用されますが、平成24年3月31日までの時限的な措置として18%に引き下げられます。(詳しくは、中小企業庁のHP等でご確認下さい。)</p> <p>(3) その他</p> <p>中小企業が生産性の向上を図るための設備投資や試験研究を支援するため以下の制度があります。</p> <p>①小企業投資促進税制 ②中小企業等基盤強化税制 ③中小企業技術基盤強化税制等 ④中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例等</p>
	<p>2 対象</p> <p>青色申告書を提出する中小企業者等</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>国税庁：税務署税務相談窓口 中小企業庁 財務課 tel 03-3501-5803</p>

**Q7 事業年度に欠損金が生じてしまった。税制上の措置について教えてください。**

**A7 一定の要件を満たした場合欠損金の繰越控除や繰戻還付の制度があります。**

制 度	概 要
欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度	<p>1 制度の概要</p> <p><b>欠損金の繰越控除</b></p> <p>事業年度に欠損金が生じた場合、翌年度から7年間は所得金額からその欠損金を損金に算入する形で順次繰り越して控除することができる制度です</p> <p>7年間の繰越控除は平成13年4月1日以降に開始した事業年度に生じた欠損金について適用されます。</p> <p><b>欠損金の繰戻還付</b></p> <p>事業年度に欠損金が生じた場合、当該事業年度の欠損金額を前事業年度の所得金額で除した値に、前事業年度の法人税額を乗じて得た金額の還付を受けることができる制度です。</p>
	<p>2 対象</p> <p><b>欠損金の繰越控除</b></p> <p>青色申告書を提出する中小企業</p> <p><b>欠損金の繰戻還付</b></p> <p>設立5年以内の青色申告書を提出する資本金1億円以下の中小企業</p>

P160	3 問い合わせ先 国税庁・税務署の税務相談窓口 中小企業庁 財務課 tel 03-3501-5803
	(注)適用期間 平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度

Q8 研究開発を行った場合の税制上の特別措置について教えてください。

A8 次の制度があります。

制 度	概 要
研究開発税制	<p>1 制度</p> <p>中小企業者等の方が試験研究を実施した場合、税制の特別措置を受けられる制度です。以下の制度があります。</p> <p><b>A 中小企業技術基盤強化税制</b></p> <p><b>B 研究開発税制</b></p> <p><b>C 特別試験研究税制</b></p> <p>A～C は恒久的措置</p> <p><b>D 試験研究費の増加額に係る税額控除制度</b></p> <p><b>E 売上高に占める割合が 10%を超える試験研究費に係る税額控除制度</b></p> <p>C,D の適用期間</p> <p>法人は平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始する核事業年度</p> <p>個人は、平成 23 年及び平成 24 年の各年</p>
	<p>2 対象</p> <p>青色申告書を提出し、研究開発を行う法人、連結法人又は個人</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>国税庁・税務署の税務相談窓口</p>

Q9 保証を受けたいが、どのような支援制度がありますか。

A9 次のような制度があります。

制 度	概 要
① 信用保証制度	<p>1 制度の概要</p> <p>中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。</p>

P148	また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度も利用できます。
	2 対象 中小企業者（一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除く）
	3 問い合わせ先 社団法人 全国信用保証協会連合会（03-6823-1200）
② セーフティネット保証制度	Q 1 を参照して下さい。

Q10 創業・ベンチャー等に関して、どのような支援制度がありますか。

A10 融資、税制等色々な支援制度があります。

制 度	概 要
P34	① 創業融資制度
	1 制度の概要 事業計画(ビジネスプラン)の的確性が認められた場合、無担保・無保証人で融資する制度です。
	2 対象 次の①～③のいずれかに該当する方 ① 雇用（パート含む）創出を伴う事業を始める方 ② 技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始める方 ③ ①又は②いずれかにより創業された方で税務申告を2期終えていない方
P143	③ 経営者本人の個人保証を不要とする融資制度
	1 制度の概要 中小企業の経営者のリスク軽減を図るため、個人保証なしで融資を受けられる制度です。
	2 対象 経営者が信頼できると認められる方で、中小企業の経営内容に応じて、経営面や財務面についての約束（財務制限条項等）を締結していただける方 ※対象となる方に、一部制限があります。
P143	④ 起業支援ファンド
	1 制度の概要 国内の成長初期段階（アーリーステージ）にある有望なベンチャー企業等が新事業に取り組む際、必要な資金を供給し経営支援する制度です。

P37	2 対象 国内の成長初期段階（アーリーステージ）にある有望な中小ベンチャー企業等で新事業に必要な資金をベンチャーキャピタル(VC)等が運営するベンチャーファンドからの投資により調達することを希望される方
	3 問い合わせ先 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 tel 03-5470[-1672
⑤ 中小企業成長支援ファンド  P38	1 制度の概要 新事業展開、転業、事業の再編、承継等により、新たな成長・発展を目指す中小企業等が、ファンドによる資金提供や、踏み込んだ経営支援を受けることのできる制度です。
	2 対象 新分野進出、新商品の開発などの新事業展開、転業、事業の再編、承継等により更なる成長・発展を目指す中小企業者で、民間の投資会社等が運営するファンドから事業に必要な資金調達や経営支援を受けることを希望される方。
	3 問い合わせ先 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 tel 03-5470-1672

Q11 新規事業展開に取り組みたいが、どのような支援制度がありますか。

A11 次のような制度があります。

制 度	概 要
①省エネ・新エネ関連設備等の導入に対する支援	1 制度の概要 高効率な省エネルギー設備や、新エネルギー利用設備を導入する際等、中小企業の環境・エネルギーへの取組みに対して各種支援が受けられる制度です。
	2 対象 中小企業者等

<p>P29</p>	<p>3 支援内容</p> <p>(1)省エネ・新エネ設備導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用合理化事業者支援事業： 費用の一部(1/3)を補助</li> <li>・省エネルギー対策導入促進事業： 費用の一部(1/2)を補助</li> <li>・環境・エネルギー対策資金(省エネルギー関連)： 政府系金融機関から低利融資</li> </ul> <p>(2)新エネ設備導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業： 費用の一部(1/2 若しくは 1/3)補助 中小企業の場合、対象設備要件が緩和されます。</li> <li>・環境・エネルギー対策資金(非化石エネルギー関連)： 政府系金融機関から低利融資</li> </ul> <p>(3)エネ革税制・グリーン投資減税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ設備や再生可能エネルギー利用設備の導入に対していずれかの税制優遇が受けられます。</li> </ul> <p>4 問い合わせ先</p> <p>(1)省エネ：資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 tel 03-3501-9726</p> <p>(2)新エネ：資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 tel 03-3501-4031</p> <p>(3)エネ革税制、グリーン投資減税： 資源エネルギー庁 総合政策課 調査広報室 tel 03-3501-5964</p>
<p>②新連携対策事業 —事業化・市場化支援事業—</p> <p>P50</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>異分野の複数の中小企業者が、それぞれ持つ技術・ノウハウ等の「強み」を有効に組み合わせて、高付加価値の製品・サービスを創出する取組を支援する補助金制度です。</p> <p>2 支援内容</p> <p>異分野の複数の中小企業者が連携して行う事業に必要な経費（新商品開発・マーケティング調査等）の補助</p> <p>補助金額 1 認定事業計画当り上限 3000 万円(下限 100 万円) 〔但し、試作・開発を伴わない場合、上限 2500 万円〕 補助率 2/3 以内</p> <p>2 対象</p> <p>2 社以上の異分野の複数の中小企業で連携して新たな事業活動に取り組む方で、中小企業新事業活動促進法第 1 1 条の異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた代表者</p> <p>4 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各経済産業局中小事業課等</li> <li>・中小企業庁 新事業促進課 tel 03-3501-1767</li> </ul>

Q12 経営革新に取り組むたいが、どのような支援制度がありますか。

A12 次のような様々な支援制度があります。目的に合わせてご利用下さい。

制 度	概 要
① 経営革新支援事業  P55	1 制度の概要 中小企業が新たな事業活動を行うことによって経営の向上に向けた取組を行い、経営革新計画の承認を受けると、低利の融資制度や税制上の特例など多様な支援する制度です。
	2 対象 事業内容や経営目標を盛り込んだビジネスプラン(「経営革新計画」)を作成し、中小企業新事業活動促進法に基づいて都道府県又は国の承認を受けた中小企業者、組合等 (注)「経営革新計画」は「事業内容」及び「経営目標」を含むことが必要です。
	3 問い合わせ先 ・都道府県商工部局 ・中小企業庁 新事業促進課 tel 03-3501-1767
② 小企業活路開拓調査・実現化事業  P47	1 制度の概要 単独では解決することが難しい問題(規制緩和への対応、環境問題等)を改善するために中小企業の方々が連携して取組む調査・実現化を図る事業に対し経費を補助(補助率 6/10)する制度です。
	2 対象 連携して事業を行う方(中小企業組合、任意グループ、社団法人、共同出資会社)
	3 問い合わせ先 全国中小企業団体中央会 tel 03-3523-4905
③ 新たな事業活動を支援する融資制度	1 制度の概要 地域産業資源(産地の技術、農林水産品、観光資源)を活用した事業活動、経営革新を図る事業活動、研究開発した技術の事業化、異分野の中小企業者が柔軟な連携を通じて行う新たな事業活動(新連携)、第二創業等に取り組む方に対する融資制度です。

P56,57	<p>2 対象</p> <p>① 中小企業新事業活動促進法に基づいて承認を受けた経営革新計画を実施する方</p> <p>② 同法の基本方針に基づく新事業活動を行い、一定の経営向上を図る事業を実施する方</p> <p>③ 同法に基づいて認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）に基づく事業を実施する方</p> <p>④ 中小企業地域産業資源活用促進法に基づいて認定を受けた地域産業資源活用事業計画を実施する方</p> <p>⑤ 同法に基づき指定された地域産業資源を活用し、売上の増加など一定の成果が見込める事業を行う方</p> <p>⑥ 農商工等連携促進法に基づいて認定を受けた農商工等連携事業計画を実施する方</p> <p>⑤ 技術・ノウハウ等に新規性が見られる事業を行う方（国民生活事業のみ）</p> <p>⑥ 上記に該当しない方で、第二創業（事業転換、経営多角化）に取り組む方</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル tel 0120-154-505</p> <p>沖縄振興開発金融公庫 tel 098-941-1795</p>
④ 中小企業投資促進税制	Q3 を参照して下さい。
⑤ 中小企業等基盤強化税制	Q3 を参照して下さい。

Q13 独自の基盤技術を戦略的に活用していきたいが、支援制度はありますか。

A13 次の制度があります。

制 度	概 要
知的財産の活用に関する支援	<p>1 制度の概要</p> <p>企業経営の中で生じる知的財産に関する悩みや課題について、専門家による具体的なアドバイスを受けることのできる制度。また、知的財産を活用しようとする中小企業に対しても、専門家による高度な知財コンサルティングや外国出願の支援を行う制度です。</p>
	<p>2 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業経営の中で生じた知的財産に関する悩みや課題を解決したい中小企業者</li> <li>・知的財産について相談しよう、活用しようとする中小企業者</li> </ul>

P69	<p>3 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各経済産業局 特許室</li> <li>・特許庁 普及支援課 地域調整室 tel 03-3581-1101(2107)</li> </ul>
-----	--

Q14 借入に過度に依存することなく事業資金を調達するねらいの「売掛債権早期現金化保証制度」が創設されていると聞きました。その制度の概要について教えてください。

A14 制度の概要は以下の通りです。

制 度	概 要
売掛債権早期現金化支援	<p>1 制度の概要</p> <p style="color: red;">中小企業者による一括支払い契約および売掛債権流動化の普及を促進することで、納入企業の抱える貸倒リスクを軽減すると共に売掛債権の早期現金化により資金繰りの改善を支援する制度です。</p>
	<p>2 対象</p> <p>中小企業者で、一部の業種（農林漁業、金融・保険業等）を除き、ほとんどの業種の方。但し、債権規模が相当程度大きい必要がある等の限界がある。</p>
	<p>3-1 一括決済支援型-----金融機関や信用保証公開へ相談</p> <p>一括支払契約（支払企業が支払を一括して金融機関にゆだね、納入業者は保有する売掛債権を金融機関に譲渡することによって、支払期日以前に現金化することが可能となる契約）において、中小企業たる支払企業が金融機関に対して負う債務の一部を信用保証協会が保証する。</p>
	<p>3-2 売掛債権プール型-----日本政策金融公庫 証券化支援部へ問合せ</p> <p>民間金融機関が、多数の中小企業が保有する様々な売掛債権を集約することにより、売掛債権の有する多様なリスクを分散化し、早期現金化を可能とする売掛債権流動化のサービスを提供する際に、日本政策金融公庫が保証等を行うことで中小企業の保有する売掛債権の早期現金化を支援・促進する。</p>
P145,146	<p>2 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一括決済支援型 (社)全国信用保証協会連合会 tel 03-6823-1200</li> <li>・売掛債権プール型 日本政策金融公庫 中小事業本部 証券化支援部 tel 03-3270-0625</li> </ul>

Q15 情報化機器を購入したいと考えているが、どのような支援制度がありますか。

A15 次の融資、税制上の制度があります。

制 度	概 要
① 政府系金融機関の情報化投資融資制度（IT活用促進資金）  P33	1 制度の概要 中小企業が情報化を進めるために必要な、情報化投資を構成する設備等の取得に係る設備資金、また、ソフトウェアの取得やデジタルコンテンツの制作、上映等に係る運転資金の融資を受けることができる制度です。
	2 対象 自社のIT関連機器の整備やソフトウェアの開発、デジタルコンテンツ関連設備の整備など、IT化をお考えの中小企業者の方
	3 問い合わせ先 ・(株)日本政策金融公庫（日本公庫） 事業資金相談ダイヤル tel 0120-154-505 ・沖縄振興開発金融公庫 tel 098-941-1795 ・各都道府県等中小企業支援センター
② 中小企業投資促進税制	Q3を参照して下さい。

Q16 ITを活用したいが、どのような支援制度がありますか。

A16 次のような制度があります。

制 度	概 要
① 中小企業のIT経営促進支援  P30	1 制度の概要 ITを積極的に活用しながら、事業の高次化など経営革新に努める中小企業を発掘し、ポータルサイトなどを活用した普及を行う制度です。 ITによる地域活性化を目的に、企業規模、業種、地域性等多様な環境にある中小企業等が実践するIT経営を持続的に推進するため、成功事例を収集し、積極的な普及など支援を行います。
	2 対象 経営革新を目指し、ITの利活用を図る中小企業等の経営者等  3 問い合わせ先 経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 tel 03-3501-2646
② 戦略的CIO育成支援事業	1 制度の概要 中小企業のIT経営に十分な知見と実績のある専門家を長期間派遣しITを活用した経営戦略の策定等のアドバイスを行うとともに、中小企業内のCIO候補者を育成する制度です。

<b>P32</b>	<p><b>2 対象</b></p> <p>部門間、企業間の連携など比較的高度なITシステムを導入することにより、経営課題の解決・経営改革を計画的に実施しようとする中小企業者</p> <p><b>3 支援内容</b></p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構が専門家を派遣し、CIOが経営戦略・IT戦略構築、IT企画、システム開発、移行、運用、拡張、情報管理策定等を実施する際にアドバイスをを行い、CIO候補者を育成します。</p> <p>〔費用負担〕 16,7000 円/人、日</p> <p>〔派遣期間〕 3ヶ月から1年間程度                      *更新可</p>
	<p><b>3 問い合わせ先</b></p> <p>独立行政法人 中小企業基盤整備機構 各支部</p> <p>新事業支援部 創業・ベンチャー支援課    tel 03-5470-1564</p> <p>URL    <a href="http://www.smri.go.jp/venture/consult/046280.html">http://www.smri.go.jp/venture/consult/046280.html</a></p>

**Q17** 防災関係を強化したいが、支援措置がありますか。

**A17** 次のような制度があります。

<b>① 防災施設整備融資制度(BCP融資)</b>	<p><b>1 制度の概要</b></p> <p>災害等による事業中断を最小限にとどめるために、BCP(事業継続計画)を策定している中小企業の方は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資を受けることができる制度です。</p> <p><b>2 対象</b></p> <p>中小企業BCP策定運用指針に則り、自ら策定したBCP(事業継続計画)に基づいて防災に資する施設等の整備を行う中小企業の方</p>
	<p><b>4 問い合わせ先</b></p> <p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル    tel 0120-154-505</p> <p>沖縄振興開発金融公庫    tel 098-941-1795</p>
<b>② 中小企業BCP(事業継続計画)普及の促進</b>	<p><b>1 制度の概要</b></p> <p>自然災害等による事業中断を最小限にとどめ、中核となす事業の継続・早期復旧を可能とするためのBCP(事業継続計画)の策定が効率的に行える制度です。</p> <p><b>2 対象</b></p> <p>BCP(事業継続計画)を策定しようとしている中小企業の方</p> <p>※「BCP(事業継続計画)」とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合にお</p>

P131	いて、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための手法を決めておく計画のこと。
	3 問い合わせ先 中小企業庁企画課 経営安定対策室 tel 03-3501-2698

P132	<p>③ 災害復旧貸付制度</p> <p>1 制度の概要 災害による影響を受けた中小企業は、事業復旧のための融資を受けることができるという制度です。</p> <p>2 対象 災害救助法が適用されるような大規模な災害により被害を受けた中小企業の方 〔危機対応円滑化支援業務を活用した災害復旧資金〕 災害等の国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機においては、商工中金においても日本公庫(中小企業)の災害復旧貸付と同様の融資制度を用意しています。 対象となる方、支援内容、詳細は、商工中金にお問い合わせ下さい。</p>
	3 問い合わせ先 ・日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル tel 0120-154-505 ・商工組合中央金庫 お客様サービスセンター tel 0120-079-366

Q18 社員教育・人材育成を行いたいですが、どのような助成制度がありますか。

A18 次のような制度があります。

制 度	概 要
① 経営革新支援事業	Q12を参照して下さい。
② 人材投資促進税制	<p>1 制度の概要 従業員の教育訓練に積極的な企業について、教育訓練費の一定割合の額が減税される制度です。 (措置の内容) 労務費に占める教育訓練費の割合に応じて、下記の①～③の通り教育訓練費の一定割合に相当する額を当期の法人税額(個人事業者は所得税額)から控除できます。</p>

	<p>(注)「労務費」とは、使用人(役員を除く)に対する給与等、法定福利費及び教育訓練費の合計額です。</p> <p>①教育訓練費が労務費の0.25%以上の場合          税額控除率は12% 減税額=教育訓練費×12%</p> <p>②教育訓練費が労務費の0.15%以上0.25%未満の場合          税額控除率は、労務費に占める教育訓練費の割合に応じて8%~12%          減税額=教育訓練費×{8%+(教育訓練費÷労務費-0.15%)×40}</p> <p>③教育訓練費が労務費の0.15%未満の場合          税額控除を受けることはできません。</p>
	<p>2 対象          青色申告を行う個人事業者又は資本金1億円以下の中小企業等</p>
	<p>3 問い合わせ先          中小企業庁 経営支援課 tel 03-3501-1763</p>
	<p>適用期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日までに開始する事業年度          (適用期限が1年延長されました。)</p>

Q19 労働対策、雇用環境整備、共済制度について、どのような支援制度がありますか。

A19 次のような各種制度があります。

制 度	概 要
①雇用促進税制	<p>1 制度の概要            5人(中小企業は2人)以上かつ、10%以上の雇用の増加等、一定の要件を満たす企業は、雇用増加人数1人当たり20万円の法人税等の税額控除を受けられる制度です。</p> <p>2 適用要件            ① 事業年度中に5人以上かつ10%以上増加させること            ② 当該年度及び前年度に事業主都合による離職がないこと            ③ 当該年度の「支払い給与額」が前年度より一定以上増加すること            ④ 政令で定める事業主(風俗以外)</p>
P92	<p>3 問い合わせ先            ・公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局</p>

<p>②雇用に関する助成制度</p>	<p>1 制度の概要等</p> <p>景気の変動に応じて利用できる雇用の助成制度です。</p> <p>① <u>雇用調整助成金</u></p> <p>景気の変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされて、休業、教育訓練（以下「休業等」）又は出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業主に対して休業手当、賃金等に相当する額の一部を助成する制度です。</p> <p>③<u>小企業緊急雇用安定助成金</u></p> <p>景気の変動などにより、売上高や生産量が減少し、一時的に休業を実施する場合、支払った休業手当等の一部を中小企業事業主向けに助成する制度です。</p> <p>③<u>特定求職者雇用開発助成金</u></p> <p>1) <u>特定就職困難者雇用開発助成金</u></p> <p>60歳以上65歳未満の高齢者、障害者等特に就職が困難な方を、公共職業安定所等の紹介により継続して雇い入れた事業主に助成する制度です。</p> <p>2) <u>緊急就職支援者雇用開発助成金</u></p> <p>雇用に関する状況が全国的に悪化した場合などに厚生労働大臣の定める年齢以上60歳未満の再就職援助計画対象者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成制度です。</p> <p>3) <u>高年齢者雇用開発特別奨励金</u></p> <p>雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成制度です。</p> <p>③ <u>地域求職者雇用奨励金</u></p> <p>同意雇用開発地域等において新たに事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を継続して雇い入れる事業主に対し、労働者の数に応じて助成（40万円から2億円）する制度です。</p> <p>2 問い合わせ先</p> <p>公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局</p>
<p>P87、88</p> <p>③キャリア形成促進助成金</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う事業主に助成する制度です。</p> <p>次の2種類があります。</p> <p>① 訓練等支援給付金、②中小企業雇用創出等能力開発助成金</p>

<p>P93、94</p>	<p>2 問合せ先 独立行政法人 雇用・能力開発機構都道府県センター tel 0570-001154</p>
<p>④ 中小企業基盤人材確保助成金</p>	<p>1 制度の概要 操業・異業種進出に伴い、会社の経営基盤の強化に資する人材を雇い入れた事業主に対して支給される助成金制度です。</p> <p>2 対象 健康、環境分野及び関連するものづくり分野への操業・異業種進出に伴って経営基盤の強化に資する人材を雇用保険の一般被保険者として雇い入れた中小企業主</p>
<p>P86</p>	<p>3 問い合わせ先 独立行政法人 雇用・能力開発機構都道府県センター tel 0570-001154</p>
<p>⑤ 均衡待遇・正社員化推進奨励金</p>	<p>1 制度の概要 パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善等に取り組む事業主に対して支給される奨励金制度です。</p> <p>2 対象 雇用するパートタイム労働者または有期契約労働者について、正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換等のため労働協約または就業規則により以下の制度を導入し、実際に制度利用が生じた事業主</p> <p>(1) 正社員転換制度</p> <p>① 制度導入：1人以上の制度利用 1事業主につき 中小企業：40万円 大企業：30万円</p> <p>② 転身促進 2人以上の制度利用者が出た事業者に対して10人目まで支給 中小企業：20万円 大企業：15万円</p> <p>(2) 共通処遇制度 正社員と共通の処遇制度を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給 1事業主につき 中小企業：60万円 大企業：50万円</p> <p>(3) 共通教育訓練制度、(4)短時間正社員制度、(5)健康診断制度 等</p>
<p>P98,99</p>	<p>3 問い合わせ先 都道府県労働局雇用均等室 URL <a href="http://www.mhiw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/">http://www.mhiw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/</a></p>
<p>⑥ 両立支援に関する助成制度</p>	<p>1 制度の概要 育児休業の取得など、仕事と家庭の両立をしやすい職場環境の整備に取り組む事業主のための助成制度です。</p>

<p>P96,97</p>	<p>2 対象、助成概要</p> <p>(1) 両立支援レベルアップ助成金(平成 23 年 8 月まで)</p> <p>育児・介護費用の補助、代替要員確保コース、子育て期の短時間勤務、休業中能力アップ等を実施した事業主への助成金</p> <p>(2) 両立支援助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て期の短時間勤務支援助成金(平成 23 年 9 月から)</li> <li>・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(平成 23 度までは「事業所内保育施設設置・運営等助成金」)</li> </ul> <p>(3) 中小企業両立支援助成金</p> <p>子育て支援助成金、代替要員確保、継続就業支援、休業中能力アップを実施した事業主に助成金</p> <p>3 問合せ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県労働局 雇用均等室</li> <li>・財団法人 21 世紀職業財団 地方事務所</li> </ul> <p>URL <a href="http://www.jiwe.or.jp/local/index..html">http://www.jiwe.or.jp/local/index..html</a></p>
<p>⑦ 定年引上げ等奨励金</p> <p>P90</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>定年の引上げや定年の廃止、高齢者の職域確保等を実施した事業主の方々に支給される助成金制度です。</p> <p>2 対象</p> <p>[中小企業定年引上げ等奨励金]</p> <p>就業規則などを変更し、定年引上げ措置を実施し 6 ヶ月以上経過した中小企業主 (ただし、要件あり。)</p> <p>[高齢者職域拡大等助成金]</p> <p>希望者全員が 65 歳まで働ける制度の導入、または 70 歳まで働ける制度の導入にあわせ、高齢者の職域拡大や、雇用管理制度の構築に取り組み、高齢者がいきいきと働ける職場の整備を行う雇用保険適用事業主</p> <p>[高齢者雇用確保充実奨励金]</p> <p>傘下企業を対象として、希望者全員が 65 歳まで働ける制度、70 歳まで働ける制度の導入等の高齢者雇用確保措置の充実、その他高齢者の雇用環境の整備を支援する事業を行う事業主団体</p> <p>3 問い合わせ先</p> <p>独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 地域障害者職業センター雇用支援課等 URL <a href="http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html#06">http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html#06</a></p>

<p>⑧中小企業倒産防止共済制度 (経営セーフティ共済)</p> <p>P128</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため共済金を貸付ける制度です。加入後6ヶ月以上経過して取引先企業が倒産(「夜逃げ」「内整理」等は含まれません)した場合、売掛金や受け取り手形などの回収が困難となった額と、積み立てた掛け金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額(貸付限度額は3200万円)の貸付が受けられます。</p> <p>2 対象</p> <p>1年以上継続して事業を行っている中小企業者(加入後はいつでも自由に共済契約をやめることができます。)</p> <p>3 問い合わせ先</p> <p>中小企業基盤整備機構 共済相談室 tel 050-7171 各地区商工会・商工会議所 等</p>
<p>⑨小規模企業共済制度</p> <p>P127</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。</p> <p>小規模企業者が掛け金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢又は役員を退職した場合に掛け金の納付月数、総額に応じ共済金が支払われます。</p> <p>2 対象</p> <p>①常時使用する従業員の数が20人(商業サービス業にあっては5人)以下の個人事業主又は会社の役員 ②事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員 ③常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員 ④常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員</p> <p>3 問い合わせ先</p> <p>中小企業基盤整備機構 共済相談室 tel 050-5541-7171 各地区商工会・商工会議所 等</p>
<p>⑩中小企業退職金共済制度</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、中小企業独力では困難な退職金制度の整備を支援するものです。</p> <p>中小企業者が従業員ごとに独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結し、毎月一定額の掛け金を納付すると、従業員が退職したときに、所定の退職金が直接従業員に支払われます。</p> <p>本制度は、確定給付企業年金法(平成14年4月1日施行)の成立に伴い、</p>

P129	適格退職年金制度からの移行先の一つとなっています。
	2 対象 中小企業者
	3 問い合わせ先 独立行政法人勤労者退職金共済機構 tel 03-436-0151 (代表)
⑪その他 (財団法人産業雇用安定センターの事業)  (同センターHP 参照)	1 事業 各業界別雇用動向・見通しに関する情報、出向等による労働力の移動の希望、受け入れ可能な状況等に関する情報の収集提供 等  2 問い合わせ先 財団法人産業雇用安定センター tel 03-5818-3018 URL : <a href="http://www.sangyokoyo.or.jp">http://www.sangyokoyo.or.jp</a>

Q20 下請中小企業振興法の概要について教えてください。

A20 概略次のとおりです。

制 度	概 要
「下請中小企業振興法」に基づく支援   P120	1 制度の概要 下請中小企業の振興のため、以下の支援を行うものです。 ①「振興基準」による指導助言、 ②「振興事業計画」による支援 ③ 請企業振興協会による支援
	2 対象 下請け取引 (物品の製造・修理、情報成果物 (プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等) の作成又は役務の提供の委託) を行う中小企業の方
	3 問い合わせ先 中小企業庁 事業環境部 取引課 tel 03-3501-1669) 各経済産業局中小企業課

Q21 下請代金支払遅延等防止の概要について教えてください。

A21 概略次の通りです。

制 度	概 要
-----	-----

「下請代金支払遅延等防止法」 の規制について  P121,122	1 制度の概要 下請け取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。 (1) 親事業者の義務 ①発注書面の交付 ②発注書面の作成、保存 ③下請代金の支払い期日設定 ④遅延利息の支払い (2) 親事業者の禁止行為 ①受領拒否 ②下請代金の支払い遅延 ③下請け代金の減額 ④返品 ⑤買ったたき ⑥物の購入強制・役務の利用強制 ⑦報復措置 ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済 ⑨割引困難な手形の交付 ⑩不当な経済上の利益の提供要請 ⑪不当なやり直し等
	2 対象 物品の製造や修理、情報成果物（ソフトウェアなど）の作成、役務（運送、情報処理、ビルメンテナンスなど）の提供を下請事業者に委託をする親事業者（建設工事の請負については、別途「建設業法」が適用されます。）
	3 問い合わせ先 中小企業庁 取引課 tel 03-3501-1669 各経済産業局 中小企業課 公正取引委員会 取引部 企業取引課 tel 03-3581-3373) 同 地方事務所

Q22 企業を再生したいが、どのような助成制度がありますか。

A22 次の制度があります。

制 度	概 要
① 中小企業再生ファンド（再生 支援出資事業）  P77	1 制度の概要 再生に取り組む中小企業に対して、再生計画上の必要に応じて、資金供給や経営支援をする制度です。
	2 対象 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、本業には相応の収益力があり、財務リストラや事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者
	3 問い合わせ先 各都道府県 中小企業再生支援協議会 独立行政法人中小企業基盤整備機構ファンド事業部 tel 03-5470-1570

<p>②企業再生貸付制度</p> <p>P78,79</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>民事再生などの法的再生や自主再建に取り組んだり、事業の承継を図る中小企業に必要な資金を融資する制度です。</p> <p>2 対象</p> <p><b>事業再生支援資金</b></p> <p>(1) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方であって、認可決定前のもののうち、一定の要件を満たす方</p> <p>(2) 民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた方及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、一定の要件を満たす方</p> <p><b>企業再建・事業承継支援資金</b></p> <p>(1) 経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、特定の要件を満たす方</p> <p>(2) 民事再生法に基づく再生計画の認可等を受けた方で特定の要件を満たす方</p> <p>(3) 事業再生に取り組む方などから事業の譲渡等により事業を承継する方</p> <p>(4) 親族内に後継者が不在である等により事業の継続困難となっている方から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する方（新設を含む）</p> <p>(5) 安定的な経営権の確保により事業の継続を図るため、株主等から自己株式及び事業用資産の取得等を行う法人</p> <p>(6) 安定的な経営権の確保により事業の継続を図るために、事業用資産の取得等を行う後継者（個人事業主）</p> <p>(7) 中小企業経営承継運活化法第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業の代表者</p> <p>3 問い合わせ先</p> <p>(株) 日本政策金融公庫（日本公庫）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業事業(1)(3)～(7) 各地区相談センター（電話番号はA2を参照）</li> <li>・ 国民生活事業(1)(2)(4)～(7) 事業資金相談専用ダイヤル tel 0570-054649</li> </ul> <p>沖縄振興開発金融公庫 tel 098-941-1740</p>
<p>③事業再生保証制度</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>民事再生等の法的再生中の中小企業の方に対する事業資金の融通を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。</p>

<b>P80</b>	<p>2 対象</p> <p>次の（１）（２）（３）のいずれにも該当する中小企業の方</p> <p>(1) 次の①又は②のいずれかに該当する方</p> <p>① 再生事件又は更生事件に係属している方</p> <p>② 事再生法第188条1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方</p> <p>(2) 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない方</p> <p>(3) 次の①及び②のいずれにも該当する方</p> <p>① 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること</p> <p>③ 還が見込まれること</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>社団法人全国信用保証協会連合会 tel 03-6823-1200</p> <p>各都道府県等の信用保証協会</p>

<b>P81</b>	<p><b>④ 事業再生円滑化関連保証制度(プレDIS保証制度)</b></p> <p>1 制度の概要</p> <p>民事再生法等の法的手続きによらずに再生を行う中小企業の方に対し事業資金の融通を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。</p>
	<p>2 対象</p> <p>金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ次のいずれかに該当する方</p> <p>① 特定認証紛争解決手続きによって事業再生を図ろうとする方</p> <p>② 認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の指導または助言を受け事業再生を図ろうとする方</p>
	<p>3 問い合わせ先</p> <p>・(社)全国信用保証協会連合会 tel 03-6832-1200</p> <p>・各都道府県等の信用保証協会</p> <p>URL <a href="http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html">http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html</a></p>

Q23 一度事業に失敗した中小企業者が再チャレンジする際の支援制度があると聞きました。その制度の概要について教えてください。

A23 次のような制度があります。

制 度	概 要
-----	-----

<p>① チャレンジ支援融資制度(再挑戦支援資金)</p> <p>P140</p>	<p>1 制度の概要 一旦事業に失敗したことにより、努力する意欲はあるものの困難な状況に直面している中小企業者に対し再チャレンジに必要な資金の融資を行う制度です。</p> <p>2 対象 次のいずれの要件にも該当する方であり、かつ、新たに開業する方又は開業後概ね5年以内の方 (1) 廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること (2) 廃業時の負担が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること (3) 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること</p> <p>3 問い合わせ先 (株)日本政策金融公庫 (日本公庫) 事業資金相談ダイヤル tel 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 tel 098-941-1795</p>
<p>② 挑戦保証制度</p> <p>P153</p>	<p>1 制度の概要 金融機関が回避的になりがちな過去に廃業経験を有する創業者の資金調達を信用保証協会が債務保証することにより円滑化する制度です。</p> <p>2 対象 過去に経営状況の悪化により個人事業を廃止若しくは、経営していた会社を解散した経験を有する方で、一定の要件を満たす方</p> <p>問い合わせ先 社団法人全国信用保証協会連合会 tel 03-6823-1200 各都道府県等の信用保証協会 URL <a href="http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html">http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html</a></p>
<p>③経営安定特別相談事業</p> <p>P126</p>	<p>1 制度の概要 連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業者が、経営建て直しのための相談を無料で受けられる制度です。</p> <p>2 対象 ・さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方 ・民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方</p> <p>3 問い合わせ先 ・主要商工会議所 (日本商工会議所 tel 03-3283-7917) ・各都道府県商工会連合会 (全国商工会連合会 tel 03-3503-1251)</p>

**Q24** 後継者に事業を承継したい。どのような制度がありますか

**A24** 円滑な事業承継を図るため下記の制度があります。

制 度	概 要
<p>① 事業承継円滑化のための税制措置</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>世代交代期を迎えた中小企業が円滑な事業承継を行う場合、相続税、贈与税、または所得税の特例措置が受けられる制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非上場株式に係る相続税の納税猶予制度（相続税）</li> <li>② 非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度（贈与税）</li> <li>③ 特定小規模宅地（事業用・居住用）の減額（相続税）</li> <li>④ 非上場の相続株式を自社に売却した場合の課税の特例（所得税）</li> <li>⑤ 相続時精算課税制度（贈与税、相続税）</li> </ul>
	<p>2 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非上場株式を相続または贈与により取得した中小企業の後継者</li> <li>・特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小企業の後継者</li> </ul>
	<p>3 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口</li> <li style="text-align: center;"><b>Tel 03-3581-4161(代表) URL <a href="http://www.nta.go.jp">http://www.nta.go.jp</a></b></li> <li>・中小企業庁財務課 tel 03-3501-5803</li> </ul>

**P167,168**

<p>②経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>後継者に事業を引き継ぐ場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継法）」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援が受けられる制度です。</p> <p>(1) 遺留分に関する民法の特例</p> <p>一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員と合意及び所要の手續（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。</p> <p>①生前贈与株式を遺留分の対象から除外</p> <p>贈与株式を遺留分減殺請求の対象外とすることで、相続に伴う株式分散を未然に防止ができます。</p> <p>②生前贈与株式の評価額を予め固定</p> <p>後継者の貢献による株式価値上昇分を遺留分減殺請求の対象外とすることで、企業価値の向上を心配することなく経営に集中できます。</p> <p>(2) 金融支援</p> <p>事業承継に伴う多額の資金ニーズ（自社株式や事業用資産の買取資金、相続税納税資金等）や信用力低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、経済産業大臣の認定を受けることで、</p> <p>①信用保険の別枠化による信用保証の枠の拡大</p> <p>②（株）日本政策金融公庫等による代表者個人に対する貸付けを利用することができます。</p> <p>(3) 事業承継税制の基本的枠組み</p> <p>平成21年度税制改正において抜本拡充される事業承継税制については、経営承継法における経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の後継者が対象です。</p> <p>雇用保険を始めとする事業継続要件などを満たす場合に、自社株式に係る相続税や贈与税の納税が猶予されます。</p>
	<p>2 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続による自社株式等の散逸を防止したい非上場中小企業の後継者</li> <li>・ 事業承継に伴い多額の資金ニーズが発生している非上場中小企業とその後継者</li> <li>・ 事業承継税制（前掲）の適用を受けようとする非上場中小企業の後継者</li> </ul>
	<p>3 問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業庁財務課 tel 03-3501-5803</li> <li>・ 各地方経済産業局産業部中小企業課</li> </ul>

P 165,166

Q25 自動車 NOxPM 法関連の環境対策資金の融資制度があると聞きましたがその内容について教えてください。

A25 次の通りです。

制 度	概 要
環境・エネルギー対策資金 (公害防止対策関連)	Q3を参照して下さい。

Q26 アスベスト対策関連の環境対策資金の融資制度があると聞きました。その内容について教えてください。

A26 次の通りです。

制 度	概 要
環境・エネルギー対策資金 (公害防止対策関連)	Q3を参照して下さい。

Q27 オフロード建設機械等の排ガス規制導入に関する税の優遇措置があると聞きました。その概要について教えてください。

A27 概略下記の通りです。(出所：環境省)

制 度	概 要
排出ガス規制に適合した特定特殊自動車の固定資産税の軽減措置	1 制度の概要 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示の付された特定特殊自動車(オフロード車)に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を、同法により定格出力及び燃料ごとに定める規制開始までの期間に限り講ずる。 ただし、燃料が軽油のもので定格出力が130KW以上560KW未満については、規制開始後1年間までの期間を延長して講ずる。
	2 問い合わせ先 環境省 総合環境政策局 環境経済課 tel 03-5521-8230

Q28 環境対応や安全対策についての情報が知りたい。

A28 下記情報ソースにアクセスして下さい。(出所：環境省 HP)

制 度	概 要
環境テーマ別 Web サイト (環境省HP)	「環境テーマ別特集ページ」 <a href="http://www.env.go.jp/tokushu/">http://www.env.go.jp/tokushu/</a> 上記サイトは、環境テーマ別に各種の環境問題関連情報を掲載している。 例えば下記の通り。
	<b>廃棄物処理の現状</b> ①内容 年度別の廃棄物処理施設の設置状況、廃棄物排出量・処理状況、廃棄物に係る答申・検討会結果、廃棄物処理に係る法律・制度 等 ② URL <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html</a>
	<b>自動車 NOx・PM 法のユーザー相談窓口</b> ①内容 自動車 NOx・PM 法の車種規制や条例による規制の内容や、車の買い換えや支援制度、ディーゼル微粒子除去装置の装着等に関する情報 ③ URL <a href="http://www.env.go.jp/air/car/mado/index.html">http://www.env.go.jp/air/car/mado/index.html</a>
	<b>低公害車ガイドブック 2010</b> ①内容 現在我が国において販売されている低公害車等について取り纏めたデータ、燃料供給施設や各種支援施策についての情報 ④ URL <a href="http://www.env.go.jp/air/car/vehicles2010/index.htm">http://www.env.go.jp/air/car/vehicles2010/index.htm</a>
	<b>地域環境行政支援情報システム「知恵の環」</b> ①内容 地方公共団体における環境条例や環境基本計画、施策事例等に関するデータベース、環境統計データベース、地方自治体による環境関連のイベント情報、環境省からの地方自治体向けのお知らせ 等 ⑤ URL <a href="http://www.env.go.jp/policy/chie-no-wa/">http://www.env.go.jp/policy/chie-no-wa/</a>
	<b>EIC ネット</b> ①内容 国内外の環境ニュース、環境用語集、環境関係機関情報、環境イベント情報、環境Q & A 等 ③ URL <a href="http://www.eic.or.jp/">http://www.eic.or.jp/</a>

Q29 官公需法について教えて下さい。

A29 概略次の通りです。

制 度	概 要
官公需法（中小企業の受注機会の増大のための支援）	1 制度の概要 官公庁などからの発注における中小企業者の受注機会を増やすため、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）に基づく各種の支援を行っています。 官公需契約を希望する方は、事前に競争参加資格を得ることが必要です。
	2 対象 官公需の受注に意欲のある中小企業者及び事業協同組合等
	3 問い合わせ先 ・ 中小企業庁 取引課 tel 03-3501-1669 ・ 各経済産業局 中小企業課 ・ 全国・都道府県中小企業団体中央会 <a href="http://www.chuokai.or.jp/">http://www.chuokai.or.jp/</a>

P125

Q30 中小企業組合制度について教えてください。

A30 概略次の通りです。

制 度	概 要
中小企業組合制度	<p>1 制度の概要</p> <p>中小規模の事業者・勤労者などが組織化し、共同購買事業、共同生産・加工事業、共同研究開発、共同販売事業、金融事業などの共同事業を通じて、技術・情報・人材等個々では不足する経営資源の相互補完を図るための制度です。</p> <p><b>事業協同組合</b></p> <p>中小企業者が、新技術・新商品開発、市場開拓、共同生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の新事業展開、経営革新、経営効率化、新事業分野の進出等を図るための組合です。</p> <p><b>企業組合</b></p> <p>出資・労働・経営を一体的に行う組織であり、いわば簡易な会社ともいえるべき組合です。これまで組合員は個人に限られていましたが、平成15年2月から個人以外（法人など）の者も加入が可能となりました。</p> <p><b>協業組合</b></p> <p>中小企業者が、お互いの事業を統合（協業）し、事業規模を適正化することにより生産性の向上を図ることを目的とする組合です。</p> <p>古い生産設備を廃棄し、最新鋭の設備を共同で導入することにより生産工程を協業化するケース、原材料の仕入れや販売部門を効率化するため数社で協業化</p>

P48	するケース、部品加工業者と完成品メーカーによる一貫生産等に活用されています。
	2 問い合わせ先 ・各都道府県中小企業団体中央会 ・全国中小企業団体中央会 tel 03-3523-4901